

九州運輸局熊本運輸支局自動車運送事業の運行管理者表彰規程（平成19年3月29日九運熊達第1号）新旧対照表

平成19年3月29日 九運熊達第1号
 改正 平成24年2月17日 九運熊達第3号

新	旧
<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この規程における用語等の定義は以下のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5)『重大事故』</p> <p>自動車事故報告規則(昭和26年12月20日運輸省令第104号)第2条第1号から第10号及び第13号から第15号に規定する事故をいう。</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>(表彰基準)</p> <p>第4条</p> <p>第5条～第7条 (略)</p> <p>(表彰の時期)</p> <p>第8条 表彰は、毎年<u>10</u>月に行う。</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(審査会)</p> <p>第10条 表彰についての審査を公正かつ適正に実施するため、九州運輸局熊本運輸支局に自動車運送事業の運行管理者表彰審査会(以下『審査会』という。)を置く。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この規程における用語等の定義は以下のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5)『重大事故』</p> <p>自動車事故報告規則(昭和26年12月20日運輸省令第104号)第2条第1号から第5号及び第7号に規定する事故をいう。</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>(表彰の事由)</p> <p>第4条</p> <p>第5条～第7条 (略)</p> <p>(表彰の時期)</p> <p>第8条 表彰は、毎年8月に行う。</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(審査会)</p> <p>第10条 表彰についての審査を公正かつ適正に実施するため、九州運輸局熊本運輸支局に自動車運送事業の運行管理者表彰審査会(以下『審査会』という。)を置く。</p> <p>2 (略)</p>

<p>会長 (略)</p> <p>委員 (略)</p> <p>幹事 陸運技術専門官 (検査整備保安担当) 運輸企画専門官 (総務企画担当)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>附則</p> <p>この規程は、平成19年4月1日から適用する。</p> <p><u>附則 (平成24年2月17日 九運熊達第3号)</u></p> <p><u>この規程は、平成24年4月1日から適用する。</u></p>	<p>会長 (略)</p> <p>委員 (略)</p> <p>幹事 陸運技術専門官 (整備担当) 運輸企画専門官 (総務企画担当)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>附則</p> <p>この規程は、平成19年4月1日から適用する。</p>
--	---